

【八千代市募集要項等に関する質問回答(第1回)】

質問 No	資料名	頁	項目	内容	回答
1	募集要項	4	2(1)⑦	整備費用について、事業契約書にあらかじめ定める額を所有権移転後に事業者に一括して支払うとございますが、その金額はどの程度でいつ頃に決定しますでしょうか？	本事業における整備費用は、一括で支払うこととしており、割賦払いを想定しておりません。 入札価格の積算に当たり、整備費用の一括払いを前提として提案してください。 なお、募集要項別紙3-1「2 サービス対価の支払い方法」において、「提案にあたってはサービス対価2によって設計・施工のサービス対価の全額を支払うものとしてください。」とありますが、「提案にあたってはサービス対価1によって設計・施工のサービス対価の全額を支払うものとしてください」と読替えてください。 また、後日、修正した募集要項を公表する予定としております。
2	募集要項	11	4	ファイナンシャルアドバイザーについては、弁護士や公認会計士と同様に、SPCと直接契約する場合も協力企業に当たらないという理解でよろしいでしょうか。 また、協力企業にあたらない場合、「応募者の参加資格要件(共通)」も不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項	17	6(1)②	貴市と事前に協議を行い、承諾を受けた場合、事業者は事業契約上の債権を担保提供することが可能と理解していますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか？	本事業における整備費用は、一括して支払うこととしており、割賦払いが生じないものと考えていることから、「事業者は事業契約上の債権を担保提供すること」は想定しておりません。 しかしながら、事業者選定後の協議により、割賦払いが生じる場合には、「事業者は事業契約上の債権を担保提供すること」も想定できることから、特別目的会社に融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合において、市が合理的と判断できたものにつきましては、その限りではありません。
4	募集要項	18	6(4)	貴市と事前に協議を行い、承諾を受けた場合、事業者は事業契約上の地位および権利義務を担保提供することが可能と理解していますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか？	本事業における整備費用は、一括して支払うこととしており、割賦払いが生じないものと考えていることから、「事業者は事業契約上の地位および権利義務を担保提供すること」は想定しておりません。 しかしながら、事業者選定後の協議により、割賦払いが生じる場合には、「事業者は事業契約上の地位および権利義務を担保提供すること」も想定できることから、特別目的会社に融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合において、市が合理的と判断できたものにつきましては、その限りではありません。
5	募集要項	18	6(5)	契約保証金納付後に消費税及び地方消費税が増税となった場合には追加納付の必要がございますでしょうか？	消費税法及び地方消費税法の改定等を踏まえ、募集要項P22「7契約(4)契約金額」において、「選定事業者が提案した見積額から金利相当分を控除した額に100分の108を乗じた額に、金利相当分を加えた額を契約金額とします。」とありますが、「100分の110を乗じた額」と読替えてください。 また、後日、修正した募集要項を公表する予定としております。
6	募集要項	別紙3-1	2	提案にあたっては割賦金利も含めたサービス対価の算出が必要になりますが、割賦金利については、どの指標を使用し、いつ頃決定されますでしょうか？	本事業における整備費用は、一括で支払うこととしており、割賦払いを想定しておりません。 入札価格の積算に当たり、整備費用の一括払いを前提として提案してください。 しかしながら、事業者選定後の協議により、割賦払いが生じる可能性があります。 その場合における割賦金利は、協議によってスプレッドを定め、当該スプレッドに基準金利を上乗せした金額とします。基準金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6ヶ月LIBORベース15年物(円-円)スワップレートによるものとし、基準日は全ての設備の引渡し完了する引渡し日の2営業日前(銀行営業日でない場合はその前の営業日)とします。 また、スプレッド及び融資にあたって必要となる費用の合計額については、事業実施提案書1(様式5-2)にて提案頂いても構いません。その場合には、審査項目No1「事業計画(実施体制、工程、資金計画等)の妥当性」の審査において活用します。

質問 No	資料名	頁	項目	内容	回答
7	事業仮契約書(案)	32	第69条3項	貴市の設計・施工のサービス対価に対する事業者への支払いが、仮に一時一括払いではなく、一部がサービス対価2による支払いに切り替わった場合、設計・施工のサービス対価の長期割賦の未払部分については、事業契約解除後も継続して事業者を支払われるとの理解でよろしかったでしょうか？ 事業提案上はサービス対価2によって設計・施工のサービス対価を全額支払う建付けとするため、サービス対価2により設計・施工のサービス対価を支払っていく場合も想定し、事業契約解除時の文言の調整をお願い致します。	お見込みのとおりです。 設計・施工のサービス対価の長期割賦の未払部分につきましては、事業契約解除後も継続して事業者を支払ことを想定しております。
8	事業仮契約書(案)	33	第69条5項	すべての空調設備が貴市に引渡される前に全部もしくは一部解除された場合について、工事着工前の原状に復すのではなく、原則的には、現状での引き渡しにより施工済み評価額相当額を支払う建付けとしていただけませんか？ SPCに融資を実施する金融機関としては、貴市の支払いを原資として融資を実行させていただくこととなります。 仮に建設期間中のご融資をSPCに実施して、途中で契約が解除になった際には、現在の条文のままですと、ご融資の返済原資の確保が難しくなるため、文言の調整をご検討くださればと思います。	原案のとおりとします。 なお、第6項に記載のとおり、市が事業者に現状での引き渡しを求め、施工済み評価額相当額を支払ことがあります。
9	事業仮契約書(案)	34	第69条6項	「施工済み部分の評価額相当額」には、設計費、工事監理費、会社経費等の評価額を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりとしますが、会社経費等につきましては、その合理性によるものとします。
10	事業仮契約書(案)	37	第71条3項	貴市の設計・施工のサービス対価に対する事業者への支払いが、仮に一時一括払いではなく、一部がサービス対価2による支払いに切り替わった場合、設計・施工のサービス対価の長期割賦の未払部分については、事業契約解除後も継続して事業者を支払われるとの理解でよろしかったでしょうか？事業提案上はサービス対価2によって設計・施工のサービス対価を全額支払う建付けとするため、サービス対価2により設計・施工のサービス対価を支払っていく場合も想定し、事業契約解除時の文言の調整をお願い致します。	No.7の回答をご確認ください。
11	事業仮契約書(案)	38	第71条5項	すべての空調設備が貴市に引渡される前に全部もしくは一部解除された場合について、工事着工前の原状に復すのではなく、原則的には、現状での引き渡しにより施工済み評価額相当額を支払う建付けとしていただけませんか？ SPCに融資を実施する金融機関としては、貴市の支払いを原資として融資を実行させていただくこととなります。 仮に建設期間中のご融資をSPCに実施して、途中で契約が解除になった際には、現在の条文のままですと、ご融資の返済原資の確保が難しくなるため、文言の調整をご検討くださればと思います。	No.8の回答をご確認ください。
12	事業仮契約書(案)	40	第74条7項	すべての空調設備が貴市に引渡される前に全部もしくは一部解除された場合について、工事着工前の原状に復すのではなく、原則的には、現状での引き渡しにより施工済み評価額相当額を支払う建付けとしていただけませんか？ SPCに融資を実施する金融機関としては、貴市の支払いを原資として融資を実行させていただくこととなります。 仮に建設期間中のご融資をSPCに実施して、途中で契約が解除になった際には、現在の条文のままですと、ご融資の返済原資の確保が難しくなるため、文言の調整をご検討くださればと思います。	No.8の回答をご確認ください。